
2026 年 7 月 1 日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 193 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2 週間に 1 回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ T O P I C

◆◆ 気になる行政の動き—令和 7 年度の地方最賃審の審議結果についての考え方

◆◆ 今週のひとこと

■ 銀行は便利になったけれど…？

銀行の窓口で通帳の再発行を頼んだら、「まずはスマホでネットバンキングの登録を…」と言われて戸惑った経験はありませんか？

7 月 1 日は「銀行の日」です。明治時代に銀行のルール（銀行条例）が始まったことにちなみ、「預金者を守る」という原点を振り返る日となっています。

振り返れば、私たちの銀行の使い方は大きく変わりました。1990 年代には ATM が急増し、2020 年以降はスマホの普及やコロナ禍をきっかけに、ネットバンキングや決済アプリが一気に広がりました。冒頭のやりとりも、銀行が「紙の通帳」から「WEB 通帳」へ切り替えたいという本音の表れです。

銀行は「手続きがデジタルになれば便利で喜ばれる」と考え DX 化を進める一方で、店舗の窓口の方は「じっくり相談できる場所」へとリニューアルしました。豪華なソファを用意して資産運用や相続の相談を待っていますが、実際には訪れる人が少なく、空回りしているようです。

今から 30 年前、ビル・ゲイツ氏は「銀行の『機能』は必要だが、今の『銀行（という場所）』はいらなくなる」と予言しました。確実に対面の接点が減っている今、このままではネット銀行や IT 企業との差がなくなり、コストのかかる店舗を持つ既存の銀行は経営が苦しくなっていくます。国を守る盾でもある「銀行の機能」をどう盛り立てていくのか、今まさに岐路に立たされています。



◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

■ 1 5月の有効求人倍率は1.17倍、失業率は2.5%／厚労省・総務省

厚生労働省は、6月30日、5月分のハローワークにおける求人・求職状況を公表しました。これによりますと、有効求人倍率（季節調整値）は1.17倍で前月比0.01ポイント低下。新規求人倍率（季節調整値）は2.11倍で前月と同水準となりました。

また、総務省も、同日、「労働力調査」（基本集計・速報）の5月分を公表しました。完全失業率（季節調整値）は2.5%で前月と同率となりました。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74004.html

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

■ 2 AI提案の「おすすめ求人」「求人条件緩和」にHW職員厳しい評価／厚労省

厚生労働省は、6月19日、労働政策審議会職業安定分科会に、「ハローワーク（HW）におけるデジタル技術の活用について」を提出しました。この中で、ハローワーク職員向けの職業紹介業務へのAI活用実証事業（R7年度、全国10カ所のHWで実施）について、①求職者への「おすすめ求人」提案（個々の求職者の求職条件を基に、登録求人の中から「マッチ度」等が上位10件の求人を提案）と②求人者への「求人条件緩和」提案（未充足の求人に関し、「応募率が改善する複数の求人緩和策を提案）の業務をAI活用により実施した結果が報告されています。①については、HW職員の約7割が「妥当でない」と評価したものの、学習データ（現在は数字5桁の職業分類コード等）に新たに「職種名」や「仕事の内容」欄の自然言語情報を追加することにより精度向上の可能性があるとされています。また、②については、約8割が「妥当ではない」との評価となったとのことです。同省は、令和8年度は、上記結果等も踏まえ、今後の対応方針を検討し、見直す予定としています。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_030127159_001_00102.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001713116.pdf>

■ 3 外国人雇用サービスセンター等の留学生の就職、約 3 割増／厚労省

厚生労働省が、6 月 19 日、労政審職業安定分科会に提出した資料によると、2025 年度の外国人雇用サービスセンター等を経由した定住外国人等の外国人求職者の就職件数は 13,225 件（前年比 1.5%増）となったとのことです。また、留学生の就職件数は、3,647 件（前年比 29.3%増）となったとのことです。

<詳しくは>

次の資料の 13～14 ページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001713114.pdf>

■ 4 正社員は建設、パートは宿泊・飲食の不足感が高い／厚労省

厚生労働省は、6 月 23 日、「労働経済動向調査（2026 年 5 月）」の結果を公表しました。これによりますと、5 月 1 日現在の労働者の過不足判断 DI(不足－過剰)は、次のとおりで、産業別にみると、正社員等は「建設業」、「医療、福祉」、「運輸業、郵便業」の順で、パートタイム労働者は「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「生活関連サービス業、娯楽業」の順で不足感が高くなっています。

<単位 P＝ポイント>

- －産業計・・・〔正社員〕 47P、〔パート〕 27P
- －建設業・・・〔正社員〕 59P、〔パート〕 6P
- －製造業・・・〔正社員〕 44P、〔パート〕 14P
- －情報通信業・・・〔正社員〕 54P、〔パート〕 10P
- －運輸・郵便業・・・〔正社員〕 55P、〔パート〕 33P
- －卸売・小売業・・・〔正社員〕 31P、〔パート〕 35P
- －金融・保険業・・・〔正社員〕 32P、〔パート〕 10P
- －不動産・物品賃貸業・・・〔正社員〕 36P、〔パート〕 27P
- －学術研究、専門サービス業・・・〔正社員〕 54P、〔パート〕 9P
- －宿泊業、飲食サービス業・・・〔正社員〕 38P、〔パート〕 42P
- －生活関連サービス、娯楽業・・・〔正社員〕 36P、〔パート〕 39P
- －医療、福祉・・・〔正社員〕 57P、〔パート〕 30P
- －サービス業（他に分類されない）・・・〔正社員〕 48P、〔パート〕 41P

<詳しくは>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keizai/2605/>

■ 5 中途採用で「確保できなかった」比率は医療・福祉で高い／民間調査

リクルートワークス研究所は、6月12日、民間企業における2025年度下半期中途採用実績の調査結果を発表しました。これによりますと、中途採用を実施した企業で「確保できた(A)」－「確保できなかった(B)」の値を見ると、医療・福祉、建設業、機械器具製造業の順で相対的にマイナス幅が大きく、必要とする人数を採用することが難しい状況にあることがわかりました。

- －全 体・・・〔A-B〕 -4.5P
- －建設業・・・〔A-B〕 -14.5P
- －製造業（機械以外）・・・〔A-B〕 1.1P
- －機械器具製造業・・・〔A-B〕 -14.4P
- －情報通信業・・・〔A-B〕 0.5P
- －運輸業・・・〔A-B〕 -8.5P
- －卸売業・・・〔A-B〕 12.6P
- －小売業・・・〔A-B〕 5.4P
- －金融・保険業・・・〔A-B〕 16.3P
- －飲食店・宿泊業・・・〔A-B〕 -5.7P
- －医療・福祉業・・・〔A-B〕 -23.9P
- －サービス業（他に分類されない）・・・〔A-B〕 -14.3P

<詳しくは>

https://www.works-i.com/surveys/item/260612_midcareer.pdf

☆

☆

◆◆ 気になる行政の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「行政の動き」として、令和7年度の地方最賃審の審議結果についての中央最賃審の考え方の整理を見ていくこととします。

■ 令和7年度の地方最賃審の審議結果についての考え方

厚生労働省は、6月23日、第73回中央最低賃金審議会において、令和7年度地方最低賃金

審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理を提示しました。昨年は中央審の「目安」を大幅に上回る最低賃金を決めた地方審が続出し、それに伴い、発効日を大きく遅らせる地域が出るなどしたことから、「地域の実態と乖離した引き上げ」「発効日の考え方」の二つについて考え方を示し、「地方審はこうした考え方を踏まえた審議を行う」ように要望しています。

1. 令和 7 年度地域別最低賃金の審議結果と課題の概要

○令和 7 年度の地域別最低賃金は、中央が示した高い目安額を踏まえつつ、39 府県でそれを上回る答申が出され、11 県では目安を 10 円以上上回る高い引上げ額となった。

○また、発効日を 11 月以降とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月以降とする「越年発効」の地域も 6 県生じた。

○これらを踏まえ、①目安額を大幅に上回る答申が近隣県との競争や最下位回避を意識した地域実態と乖離したものではないかという疑義、②発効日のばらつきによる地域間格差の拡大や、労使双方の予見可能性の低下、といった課題が浮き彫りとなった。

2. 地域の実態と乖離した引上げについての考え方

【課題】

○最低賃金は法に基づき「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の法定 3 要素を考慮すべきだが、令和 7 年度は他県の動向を伺い審議日程を後ろ倒しにするなど、過度な競争意識や最下位回避の意識による引上げが指摘された。

【対応方針】

○今後は金額の単純比較や最下位回避の動機による決定を避け、最新のデータに基づく法定 3 要素の総合的な考慮を徹底すべきである。

○目安額を大幅に上乘せする場合は、その判断理由を地方審議会の公益委員見解等で明確に示す必要がある。

3. 発効日についての考え方

【課題と影響】

○令和 7 年度は指定日発効による後ろ倒しが急増し、過半数の 27 府県で 11 月以降の発効

となったほか、6県において発効日が令和8年1月以降となった。

○地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。

○企業・労働者への調査では、中小企業の約8割が賃上げ時期や経営等に「影響なし」としたが、約2割は引上げを遅らせたと回答。一部で準備期間確保のメリットがあった一方、複数県で展開する企業からは事務の煩雑さや不公平感から全国一律化を望む声もあった。

【全員協議会での議論と対応方針】

○基本的考え方として、発効日は実効性担保のために「公示日から30日経過後(法定発効)」を基本とし、指定日発効とする場合は公労使間で十分に議論することを確認した。

○発効日を大幅な額確保のための過度な交渉材料としてはならず、物価上昇局面での後ろ倒しは実際の引上げ効果を低減させる共通認識を持つべきである。支払準備(賃金原資確保や給与規程見直し等)を理由とする場合は具体的な期間を議論し、理由を対外的に明らかにするとともに、翌年度の審議でその影響を把握すべきとした。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74002.html

☆—————☆

◆◆ 《「厚労省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2026年6月17日発行 人事労務マガジン／特集第245号 ■

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73723.html

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

・・・・・・・・ 民紹協からのお知らせ ・・・・・・・・

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型（リアル開催）】

◇宮城：8/21（金）

◇東京：7/13（月）、8/3（月）、8/24（月）、9/4（金）、9/14（月）

◇愛知：9/18（金）

◇大阪：7/24（金）、8/28（金）、9/25（金）

【オンライン】

7/17（金）、7/22（水）、7/27（月）、7/29（水）、8/1（土）、8/5（水）、8/7（金）、8/17（月）、8/19（水）、8/26（水）、8/31（月）、9/2（水）、9/7（月）、9/9（水）、9/11（金）、9/16（水）、9/18（金）、9/28（月）、9/30（水）、10/2（金）

2. 職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。疑問を直接相談できる質疑応答の時間もご用意しております。知識をアップデートし、新たな一歩を踏み出す機会としてぜひご参加ください。

【基本編】

令和8年7月24日（金）13：00～17：00 Zoom

「外国人材の職業紹介事業スタートアップセミナー」

令和8年9月15日（火）14：00～17：00 Zoom

「新・紹介担当者のための求人票セミナー」

令和8年10月30日（金）14：00～17：00 Zoom

「職業紹介スタートアップ支援セミナー」

【応用編】

令和8年8月28日（金）13：00～17：00

「職業紹介事業実務力アップセミナー」

令和8年9月10日(木) 14:00~17:00

「外国人材の定着を高める”フロー×ストック”戦略セミナー」

令和8年9月25日（金）14：00～17：00

「行政機関による定期指導・調査の実務」

※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

[illegible]

★このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。

☐登録のお申込み、バックナンバーの閲覧はこちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□配信中止の手続は、こちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□発行 民紹協 総務課

©公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

許可なく転載することを禁じます。

[illegible]